

○基本構想を作成している市町村は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」(人・農地プラン)を策定

○ 地域計画は、令和5年4月1日から令和7年3月末までに策定(以後は、随時更新)

地域で農業の将来の在り方等を協議

同意市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域ごとに、農業者・農業委員会・農地バンク・J A・土地改良区等の関係者による協議の場を設置し、次を話し合い

- ① 区域における農業の将来の在り方
- ② 区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域 (※)
- ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項



※協議の中で、(緑) 農業上の利用が行われる区域と(茶) 保全等を進める区域に整理

緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ

茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

同意市町村は、協議の結果を公表

同意市町村が地域計画を策定

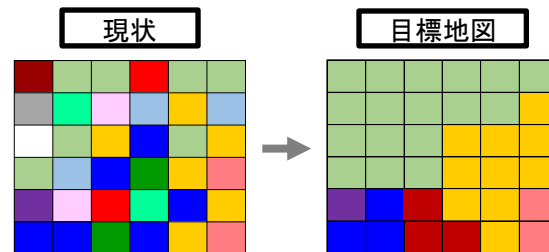
○同意市町村は、次を定めた地域計画(案)を作成

- ①地域計画の区域
- ②①の区域における農業の将来の在り方
- ③②に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 等

○同意市町村は、③の目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示(「目標地図」)

○目標地図の素案は、農業委員会が市町村の求めを受けて作成

※目標地図のイメージ



農業委員会・農地バンク・J A・土地改良区等の意見を聴取等

同意市町村は、地域計画を公告

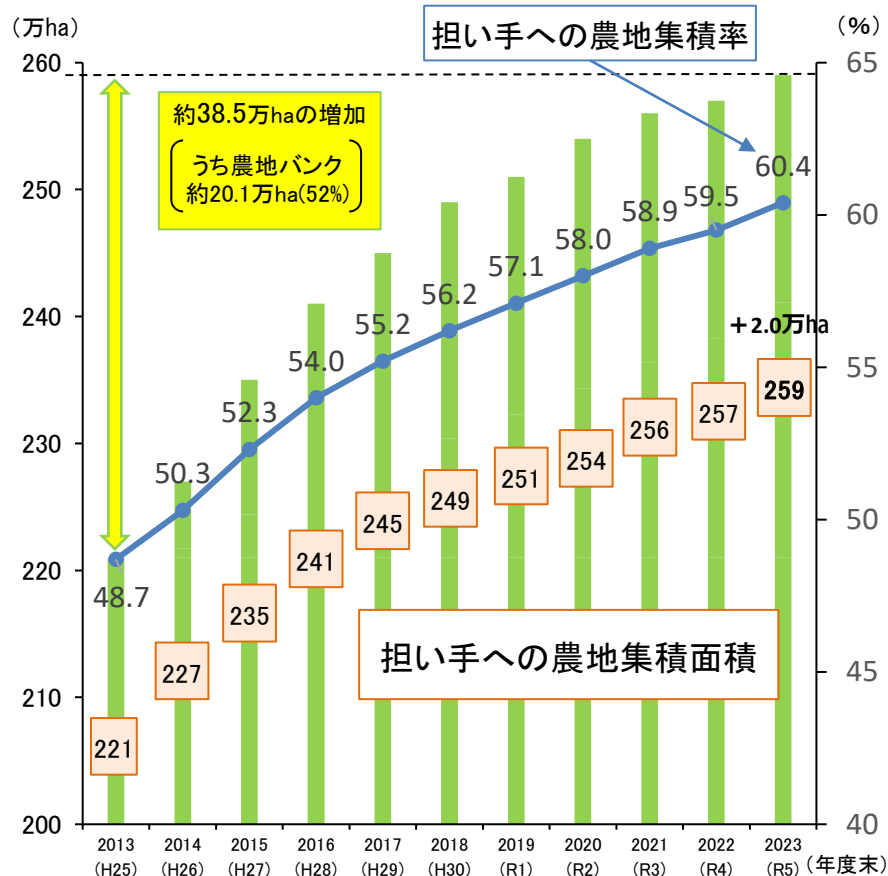
※地域計画の策定は、市街化区域については行われない。

○ 農地バンク(農地中間管理機構)が創設されたH26年以降、担い手への農地集積面積は上昇。2023年度は2.0万ha増加し、そのシェアは60.4%となった。

○ 農地バンクによる集積面積は、約20.1万haと新規集積面積全体の約5割強。

○担い手への農地集積面積とシェア

目標 2023年に8割



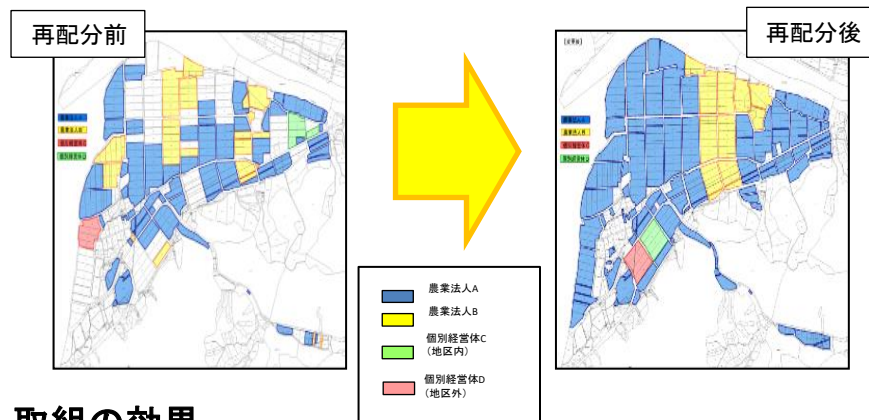
※ 上記の集積面積は、所有地・借入地・特定農作業受託地から構成

資料:農林水産省経局農地政策課調べ

農地バンクを活用した農地の集約化により、生産コストを削減
(秋田県北秋田市向黒沢地区)

取組の概要

- ① 農地バンクの現地コーディネーターが、2市に跨る基盤整備済の分散農地の集約化を進めるため、土地改良区と連携して農業者の意向を確認し、農地中間管理権を取得。
- ② 法人の分散している農地や地区外の担い手の農地を1か所にまとめるなど、将来の農地利用の姿を地図で提示し、農地バンクにより地域内の全農地を担い手に集積。
- ③ 基盤整備及び農地バンクによる集約化により、法人Aの生産コストを約24%削減。

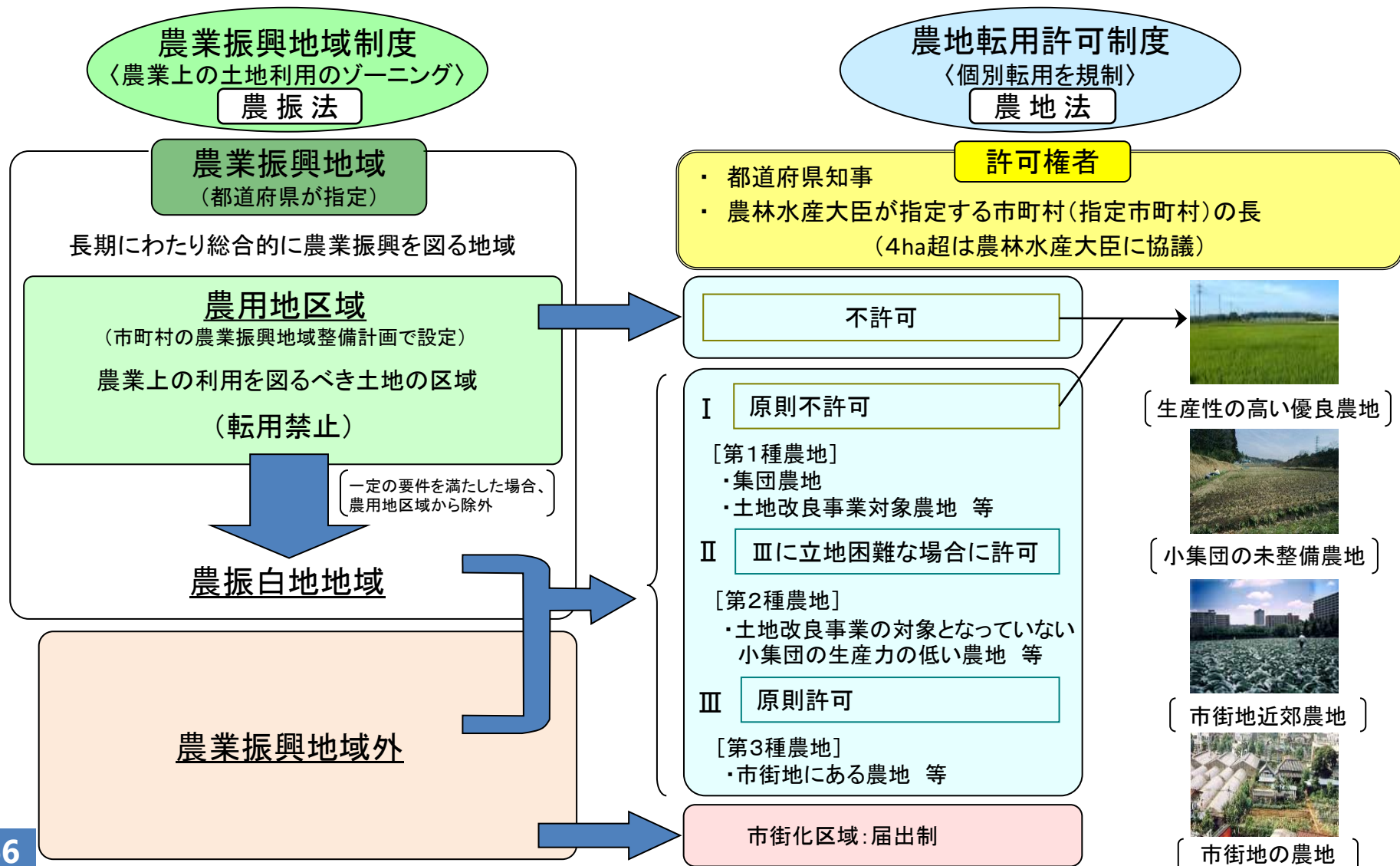


取組の効果

○担い手の平均団地面積 : 1.7ha → 9.2ha

○生産コスト : 42千円/10a → 32千円/10a(▲24%)

- 農地は、国民に対する食料の安定供給のための資源であり、優良農地を確保することが重要。
一方で、農村地域での転用需要にも適切に対応する必要。
- このため、農業振興地域制度において、市町村が農業上の利用を確保すべき土地を農用地区域として指定し、農地転用を禁止するとともに、農地転用許可制度において農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の支障が少ない農地に誘導。

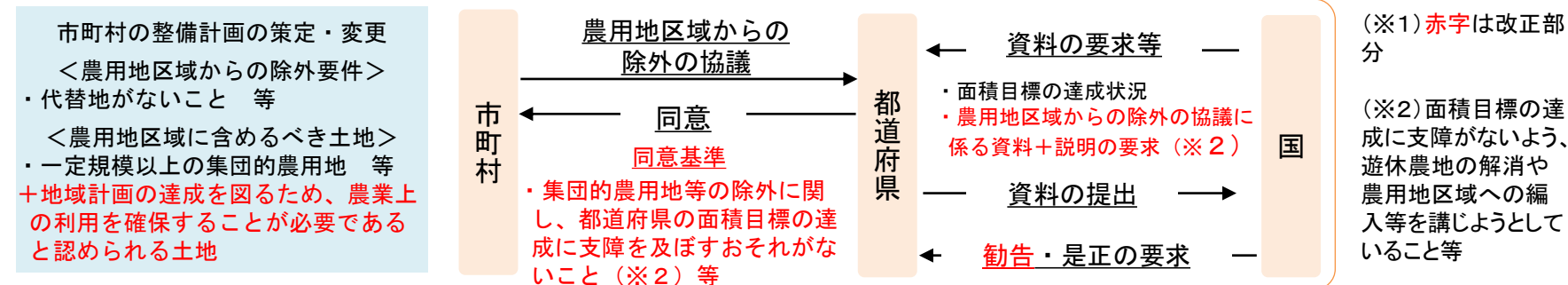


○ 国内の農業生産の基盤である農地の確保や農地を適切かつ効率的に利用する者による農地利用の促進に向けて農振法、農地法、基盤法を改正して必要な措置を講じた。

法律の概要

1. 農業振興地域の整備に関する法律の改正

- 農地の確保のための措置の整備 (第5条の2、第10条第3項、第13条第2項、第5項及び第6項) 等



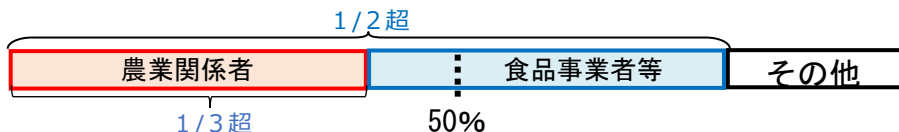
2. 農地法の改正

- 農地転用に係る手続の厳格化
不適切な転用を防止するため、農地転用の許可を受ける者が定期報告を行う仕組みを構築 (第4条第7項及び第5条第3項)
- 農地の適正かつ効率的な利用の確保のための措置の整備 等
農地の権利取得の許可要件の例示として、農作業に従事する者の配置の状況、農業関係法令の遵守状況を追加 (第3条第2項)

3. 農業経営基盤強化促進法の改正

- 地域における人と農地の受け皿となる法人経営体の経営基盤強化に向け、農地所有適格法人が、出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、議決権要件の特例を措置 (第3章の2等) 等

＜議決権要件の特例のイメージ＞

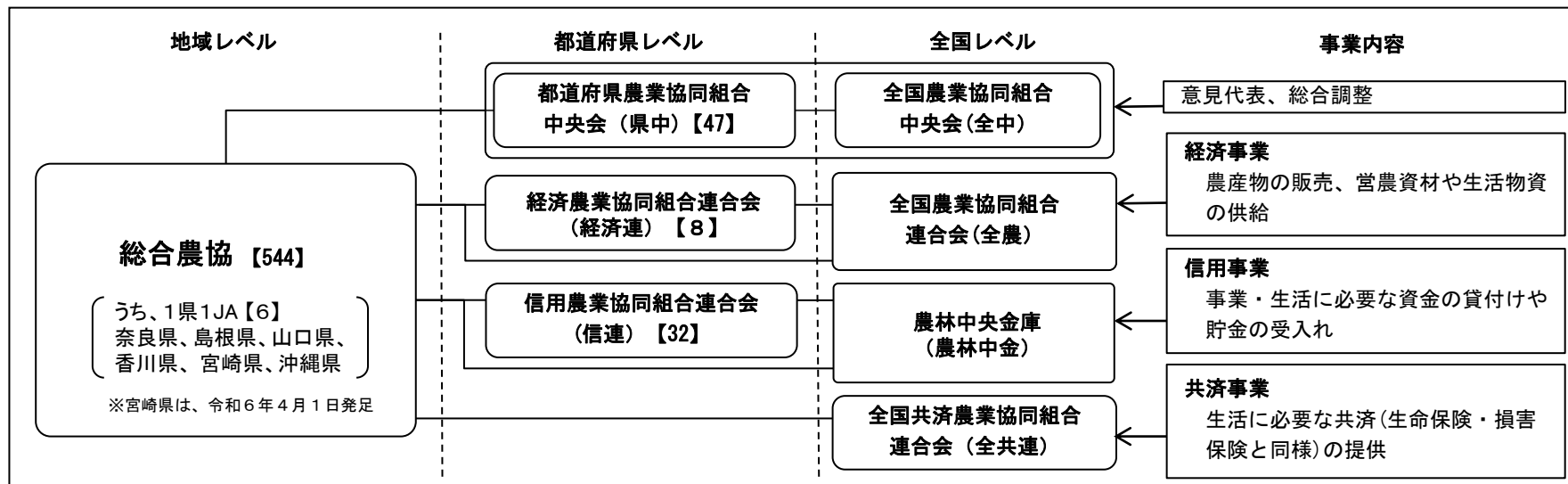


＜農村現場の懸念払拭措置＞

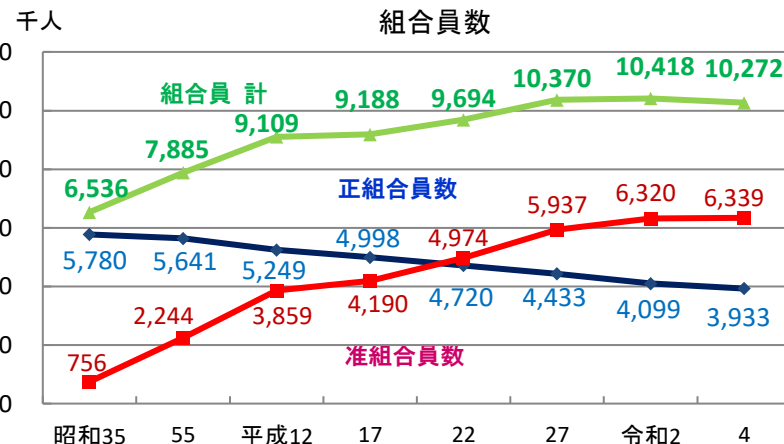
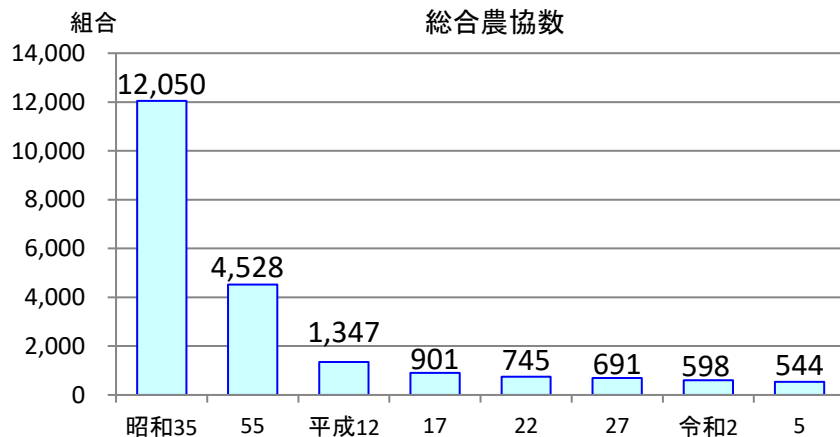
- 計画の認定要件として、地域計画に位置付けられている者であること、認定農業者としての一定の実績を有すること、農地を適正に利用する者であること等を規定 等

- 総合農協は、組合員に対し、農産物の販売等（経済事業）のほか、金融サービス（信用事業、共済事業）を提供。都道府県・全国レベルの団体がこれをサポート。
- 農協の組合員数は、准組合員が正組合員を上回っている状況。

○農協の組織（令和5年度末現在）



○総合農協数、組合員数の推移



注1: 総合農協数は、農林水産省「農業協同組合等現在数統計」(各年度末)

注2: 組合員数は、農林水産省「総合農協統計表」(各事業年度末)

- 今後、農協において組合員との対話を通じて、農業者の所得向上につながる実績を判断するためのKPI等の設定を含む自己改革を実践するためのサイクルを構築。
→ 農協の自己改革を不断に推進。

自己改革実践サイクル

組合員の意見を踏まえた 3つの方針等・計画等の決定（反映）

組合員との徹底的な対話を行い、次の方針等を策定。

- 3つの方針等
 - ① 自己改革を実践するための具体的な方針
 - ② 中長期の収支シミュレーション
 - ③ 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針
- 農業及び関連産業向けの投融資活動等についての目標、個別計画

自己改革、収支改善等の実践

当該方針等で定めた取組内容を事業計画等に反映し実践。

自己改革実践 サイクルの構築

組合員の意見を 踏まえ検討（改善）

実績等の説明によって得られた組合員の評価と意向を踏まえ、次期の事業計画等や方針の修正等を行う。

自己改革の進捗・分析と 組合員への説明

実践した取組ごとに、実績や取組状況等について、方針等と比較・分析し、組合員に丁寧に説明。

行政庁

- ・ 自己改革の取組の進捗状況等を把握。
- ・ 自律的な自己改革の継続及び強化の観点から、農協改革の原点に立って必要な助言や指導等を行う。

農協改革の取組状況

○ 輸出の拡大（JAグループ全体）

海外拠点の整備や産地ルー等による販売力の強化、海外拠点ネットワークを活かした海外小売・卸等との新規販路開拓等に取り組む

J Aグループ全体の令和5年の輸出実績額は平成27年実績（改革前）に比べ
193億円増加（123億円→316億円）

○ 生産資材の価格引下げ（JA全農）

競争入札を導入した
大型トラクター

おおむね **2割の価格引下げ**を実現
（平成30年10月から出荷開始）
※ 競合メーカーも追随

市場規模が大きく他メーカーへの影響の大きい**中型トラクター**

おおむね **3割の価格引下げ**を実現
（令和2年12月から出荷開始）

必要な機能を厳選した4条刈り50馬力クラスの**コンバイン**

おおむね **13%の価格引下げ**を実現
（令和6年4月から出荷開始）

今後の農協改革の方向性

農協が自己改革の取組を自律的に発展させるべく、農水省は好事例の横展開も含め助言及び指導・監督を行う
（規制改革実施計画（令和5年6月）（抄））

- 農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)に基づき各市町村に設置されている行政委員会
- 令和6年4月1日現在、農業委員会数は1,696
- 農地法等の許可に関して委員会としての意思決定を行う農業委員と、農地利用最適化業務(担い手への農地の利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進)を行う推進委員が役割分担しつつ、相互に連携して業務を実施(委員の任期は3年)

農業委員会を設置している市町村

区 分		市町村数	農業委員会数	備 考
原則	1市町村につき 1農業委員会を設置	1,518	1,518	
例外	1市町村につき複数の農業委員会 を設置	3	6	複数設置している3市町村 北海道北見市 (2委員会) 神奈川県横浜市 (2委員会) 岡山県岡山市 (2委員会)
	【要件】次のいずれかの場合 ①市町村面積が著しく大(24,000ha超) ②農地面積が著しく大(7,000ha超) ※この要件に該当した場合でも、複数の 農業委員会を設置しないこともできる。			
	必置規制の対象ではないが 農業委員会を設置 【要件】農地面積が著しく小 都府県200ha以下 北海道800ha以下	172	172	
合計		1,693	1,696	

(参考) 農業委員会を設置していない市町村

設置していない理由	市町村数
農地がない	13
農地面積が著しく小(都府県200ha以下、北海道800ha以下)	35
合計	48

農業委員 (23,029人)

※ 非常勤の特別職地方公務員

<選出方法>

- 市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命

<法令事務を実施>

- 農地の権利移動の許可
- 農地転用案件への意見具申 等

農地利用最適化推進委員 (17,595人)

※ 非常勤の特別職地方公務員

<選出方法>

- 農業委員会の委嘱

<農地利用最適化業務を実施>

- 担い手への農地の利用集積
- 遊休農地の解消
- 新規参入の促進

事務局職員数 (8,187人)

※ 農業委員数、農地利用最適化推進委員数及び
事務局職員数は令和5年10月1日現在